

(公聴会等)

第16条 委員会は、法第109条第5項に規定する公聴会の制度及び同条第6項に規定する参考人の制度を活用して、市民及び有識者の専門的又は政策的識見を討議に反映させるよう努めるものとする。

〔第16条解説〕 常任委員会、議会運営委員会、特別委員会における審査や調査等に関する討議する場合、市民や有識者の意見を反映させるため、地方自治法第109条第5項及び第6項に規定されている「公聴会」の制度及び「参考人」の制度を活用するよう努めることとしています。

これにより、より具体的かつ専門的な議論が進むことが期待されます。

(請願趣旨の聴取)

第17条 委員会は、請願の審査に当たって、請願趣旨を十分に理解するために、紹介議員又は請願者からの意見聴取の機会を設けることができる。

〔第17条解説〕 議会に提出された請願については、委員会において詳細な審査が行われますが、委員会における審査を充実させるため、請願の紹介議員や請願者から、請願を提出するにいたった背景や目的などの意見を聴取する機会を設けることができると定めています。

(議会広報広聴の充実)

第18条 議会は、議会活動に関し市民との情報共有を図るとともに、市民の意見を把握するため、その効果的な手法を協議する広報広聴会議を設置する。

〔第18条解説〕 本条例制定以前は、広報広聴委員会があり、おもに議会だよりの編集を行ってきましたが、ここで規定する広報広聴会議は、これをさらに発展させ、第2条（議会の活動原則）に明記している原則に則り、第4条から第7条にも規定する市民との情報共有を図ることや市民の意見を把握するために、どのような手法によって行っていくべきかを総合的に協議する会議です。

この会議では議会だよりやホームページ等の広報媒体の告知内容を協議することのほか、第6条に規定する市民への報告等の手法等についても検討することとします。

また、この会議は、地方自治法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場とし、議会の公的な会議として位置付けるものです。

(政策の立案及び提言)

第19条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

〔第19条解説〕 政策立案や政策提言について、議会としての積極的な姿勢を明確にしています。

従来の議会運営においては、市長等執行機関から提案された条例の制定及び改廃、議案、議決承認事項等に対して、「承認機関」としての議会の性質が強いものでしたが、本条例を制定することにより、条例制定の提案、否決や修正をも視野に入れた議案審査、決議等の採択による積極的な政策立案、政策提言を行う姿勢を明確にし、市民のための議会であることを自覚するものです。

(調査機関の設置)

第20条 議会は、議会活動及び政策の重要な案件に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。

〔第20条解説〕 議会が、議会活動や政策の重要な案件についての調査のため、必要に応じ調査機関を設置できることを定めています。

ここでは、第14条に規定した専門的知見の活用における「議案の審査又は本市の事務に関する調査について」は除く目的として位置付け、学識経験者等の専門的な知識を有する人で構成する調査機関が、当該案件の内容等の調査を行い、議会に対して報告を行うことにより、その報告を議会活動や審査の参考にしようとするものです。